

## 専任教員に関する調書

## (記入例)

養成施設名			
氏名			
生年月日		年齢( 歳)	
最終学歴 (学部、学科、専攻)		〇〇〇〇専門学校〇〇〇学科卒業	
担当予定科目			
指針該当番号			
介護教員講習会		1. 修了 (修了年月: 〇年〇月) 2. 未修了 3. 全部免除	
医療的ケア教員講習会		1. 修了 (修了年月: 年 月) 2. 未修了 3. 全部免除	
教育 歴 ・ 職 歴	名称	教育内容又は業務内容	年 月
	特別養護老人ホーム 〇〇荘	介護職員(介護業務)	昭和〇年〇月～ 平成〇年〇月 (〇年〇月)
	〇〇専門学校 〇〇学科	専任教師 (介護の基本)	平成〇年〇月～ 平成〇年〇月 (〇年〇月)
			通算〇年〇月
資格 ・ 免 許 ・ 学 位	名称	取得機関	取得年月日
	介護福祉士	財団法人社会福祉振興・試験センター	昭和〇年〇月〇日
	介護教員講習会	〇〇協会	平成〇年〇月〇日

(注1) 各教員ごとに作成すること。

(注2) 指針該当番号の欄は、専任教員についてのみ記入すること。

(注3) 修了した講習会の修了証の写しを添付すること。

## 医療的ケアを担当する教員に関する調書

## (記入例)

養成施設名			
氏名			
生年月日	年齢( 歳)		
最終学歴 (学部、学科、専攻)	〇〇大学〇〇学部〇〇学科卒業(平成〇年〇月〇日)		
該当番号			
医療的ケア教員講習会	1. 修了(修了年月: 年 月) 2. 未終了		
介護職員によるたんの吸引等の 試行事業又は研修事業(不特定 多数の者を対象としたものに限 る。)における指導者講習会	1. 修了( 年 月 日~ 年 月 日) 2. 未終了		
教育 歴 ・ 職 歴	名称	教育内容又は業務内容	年 月
	病院 〇〇病院	看護業務	昭和〇年〇月~平成〇年 〇月(〇年〇月)
	合 計		通算〇年〇月
資格 ・ 免許 ・ 学位	名称	取得機関	取得年月日
	看護師	厚生労働省	昭和〇年〇月〇日

実務経験者については、資格取得後の職歴の記載で足りること。

戸籍の変更等により登録証、免許証等の書換えを行っている場合は、登録年月日の記載されている裏書きの写しも添付すること。

- (注) 1 各教員ごとに作成する。  
2 修了した講習会の修了証の写しを添付すること。  
3 「資格・免許・学位」欄に記載した資格等については、当該資格証等の写しを添付すること。

## 実習指導者に関する調書

### (記入例)

実習施設名	〇〇〇〇苑 (特別養護老人ホーム)		
氏名	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録証等の登録年月日を記入すること。</li> <li>登録証等の写しを添付すること。</li> </ul>		
生年月日			
従事している業務内容	介護業務		
介護福祉士養成実習施設・事業等実習指導者研修課程	1. <span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">修了</span> (修了年月: 年 月)	2. 未修了	
介護福祉士国家資格	1. <span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">有</span>	2. 無 (資格取得時期 〇年 〇月)	
区分			
職歴	施設・事業所名称	業務内容	年月
	身体障害者療護施設 〇〇〇園	介護職員 (介護業務)	昭和〇年〇月～ 平成〇年〇月 (〇年〇月)
	特別養護老人ホーム 〇〇〇〇苑	介護職員 (介護業務)	平成〇年〇月～ 平成〇年〇月 (〇年〇月)
	施設種別、施設名を明記すること。	資格取得後の年月を記載すれば足りるものであること。	
	介護業務合計		通算〇年〇月

(注1) 各実習指導者ごとに作成すること。

(注2) 「区分」欄については、実習指導者が

- 実習施設・事業等 (Ⅰ) における実習指導者で、介護福祉士の資格を有する者又は3年以上介護業務に従事した経験する者は①と、
  - 実習施設・事業等 (Ⅱ) における実習指導者で、介護福祉士として3年以上実務に従事した経験があり、かつ介護福祉士養成実習施設・事業等実習指導者研修課程を修了した者は②と、
  - 実習施設・事業等 (Ⅱ) における実習指導者で、介護福祉士の資格を有する者であって、「社会福祉法人全国社会福祉協議会が行う介護福祉士養成実習施設実習指導者特別研修課程」を修了した者は③と、
  - それら以外の者にあつては④と、
- 記載すること。

(注3) 実習指導者講習会を修了した者については、当該講習会の修了証の写しを添付すること。

実務経験の対象となる業務は、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」(昭和63年2月12日付け社庶第29号)を参照のこと。